11／11（水）の行事

資料２

報道発表資料の配付日時　10月28日（水）１１時００分

発表項目（行事名）	令和８年度「宗谷地域における配偶者からの暴力の防止及び被害者保護のための関係機関連絡会議」の開催について		
記者レクチャーのお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（略称：配偶者暴力防止法)」第９条に基づき、被害者の保護等が適切に行われるよう各関係機関の連携、協力のため、次のとおり標記会議を開催しますので、お知らせします。 記 １　日　時 令和８年（2026年）11月11日（水）13：30～15：00 ２　場　所 宗谷合同庁舎４階　大会議室（稚内市末広４丁目２-27） ３　参集範囲　別紙 同会議設置要綱別表のとおり ４　会議内容　別紙 会議次第のとおり		
参考	当日の会議は、ＤＶ被害者に係る事例検討・意見交換を行う予定であり、個人情報特定の可能性や関係機関の安全確保に配慮し、次第「３議事⑴③各機関における取組みについて」以降（13：45頃）からは非公開とさせていただきます。		

報道（取材）に当たってのお願い		
他のクラブとの関係	同時配付 同時レク	(場所)

担当（連絡先）	保健環境部社会福祉課 主幹兼子ども子育て支援室長　山﨑　明雅　電話：0162 － 33 － 2980 子ども子育て支援係長　山本　耕　電話：0162 － 33 － 2621

宗谷地域における配偶者からの暴力の防止及び被害者保護のための関係機関連絡会議設置要綱

１　名称

この会議は、「宗谷地域における配偶者からの暴力の防止及び被害者保護のための関係機関連絡会議（以下「会議」という。）」と称する。

２　目的

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第９条に基づき、被害者の保護が適切に行われるよう、関係機関の密接な連携と相互の協力を図ることを目的する。

３　協議事項

会議は、次に掲げる事項を行う。

⑴　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する関係機関との情報交換及び連携・協力に関する事項

⑵　その他目的達成に必要な事項

４　組織

会議は、別表に掲げる機関をもって構成するほか、配偶者からの暴力の防止被害者保護に必要とする関係者を会議に加えることができる。

５　事務局

会議の事務局は、宗谷総合振興局保健環境部社会福祉課内に置く。

６　会議の開催

会議は、原則として年１回開催する。

ただし､会議の構成機関の要望により必要に応じて会議を開催することができる。

附則

この要綱は、平成 14 年９月６日から施行する。

この要綱は、平成 16 年９月８日から施行する。

この要綱は、平成 18 年９月８日から施行する。

この要綱は、平成 23 年１月５日から施行する。

この要綱は、平成 24 年８月 16 日から施行する。

この要綱は、令和２年９月 16 日から施行する。

この要綱は、令和５年 10 月 27 日から施行する。

別表

No.	区分	構成機関名	担当課等
1	北海道	宗谷総合振興局	保健環境部社会福祉課
2			保健環境部環境生活課(道民生活係)
3			保健環境部保健行政室企画総務課
4		保健福祉部旭川児童相談所	稚内児童相談分室
5	北海道教育庁	宗谷教育局	教育支援課
6	市町村	稚内市	社会福祉行政担当課又は 配偶者暴力防止法担当課
7		猿払村	
8		浜頓別町	
9		中頓別町	
10		枝幸町	
11		豊富町	
12		礼文町	
13		利尻町	
14		利尻富士町	
15		幌延町	
16	北海道警察	稚内警察署	生活安全課
17		枝幸警察署	刑事・生活安全課
18		天塩警察署	刑事・生活安全課
19	民生委員	北海道民生委員児童委員連盟宗谷支部	
20	・児童委員	稚内市民生児童委員連絡協議会	
21	社会福祉協議会	北海道社会福祉協議会宗谷地区事務所	
22	弁護士会	旭川弁護士会	
23	医師会	宗谷医師会	
24	法務局	旭川地方法務局	稚内支局
25	・人権擁護委員	稚内人権擁護委員協議会	
26	公共職業安定所	稚内公共職業安定所	
27	民間団体	国際ソロプチミスト稚内	

オブザーバー

1	裁判所	旭川地方裁判所	稚内支部
2		旭川家庭裁判所	稚内支部

宗谷地域における配偶者からの暴力の防止及び
被害者保護のための関係機関連絡会議

日時：令和８年（2026 年）１１月１１日（水）１３：３０～１５：００

会場：北海道宗谷合同庁舎　４階大会議室

１　開　会

２　挨　拶

北海道宗谷総合振興局保健環境部社会福祉課

主幹 兼 子ども子育て支援室長　　山﨑　明雅

３　議　事

⑴　配偶者暴力防止法の施行状況について

①　配偶者暴力相談支援センターへの相談状況について　　事務局

②　北海道の配偶者暴力防止法に関する取組みについて　　〃

③　各機関における取組みについて　　事務局

稚内警察署

国際ソロプチミスト

⑵　女性相談支援センターの概要、困難女性について　　女性相談支援センター

⑶　その他

４　閉　会